

事 務 連 絡  
令和 7 年 6 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経理室

令和 7 年度医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）  
の内示について

医療施設等経営強化緊急支援事業のうち病床数適正化支援事業（以下「本事業」という。）については、「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和 7 年 4 月 1 日医政発 0401 第 5 号厚生労働省医政局長通知）により、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行うこととしている。

本事業については、「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和 7 年 2 月 21 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）の結果等を踏まえ、経営状況が厳しい医療機関において入院医療の提供を継続していただくための支援として、「令和 7 年度医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）」（令和 7 年 4 月 11 日付け厚生労働省医政局医療経理室事務連絡）による内示（以下「第 1 次内示」という。）を行ったところであるが、今般、令和 6 年度補正予算により措置した医療施設等経営強化緊急支援事業の他の事業で生じた残余を活用して、別紙のとおり内示することとした。

本事業の第 2 次内示の配分額の算定方法、都道府県から医療機関への給付金の支給方法等は、下記のとおりである。

各都道府県においては、交付申請の準備ができ次第、順次、医政局医療経理室宛に申請書類を提出願いたい。

なお、本事業のほか、地域医療構想の実現を図るための病床数適正化については、地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業（単独支援給付金支給事業）を積極的に活用されたい。

## 記

### 1. 本事業の第2次内示の配分額の算定方法

本事業の第2次内示の配分額の算定方法については、以下の(1)から(3)までとした上で、各都道府県に10床以上となるよう追加で配分することとしている。なお、配分額の内示に当たっては、削減した病床1床につき4,104千円とする。

- (1) 令和5年度から2年連続経常赤字の医療機関（第1次内示において予算配分の対象となった医療機関を除く。）
- (2) 給付額（4,104千円×給付対象とする病床数）の上限は、(1)の赤字額の平均の半分を目安とする
- (3) 1医療機関あたりの給付は10床を上限

### 2. 都道府県から医療機関への給付金の支給方法

各都道府県におかれては、地域の医療提供体制の維持を図る観点から、1の算定方法を踏まえ、医療機関を選定の上、医療機関に給付金を支給すること。支給に当たっては、1床当たり4,104千円を下回らないようにすること。

また、経常赤字であって既に病床削減を行っている医療機関については、経営に支障を来すおそれがあり、緊急の支援を要するため、当該医療機関に対して速やかに給付金の支給をお願いしたい。

### 3. その他

本事業については、経営状況が厳しい医療機関において入院医療の提供を継続していただくことを目的として実施するものであり、各都道府県におかれては、こうした目的を踏まえ、可能な限り速やかに医療機関を選定の上、給付金を支給いただきたい。

また、各都道府県におかれては、病床の削減を行う医療機関への給付金の支給に当たり、新興感染症に係る協定締結医療機関の確保病床であるか否かなど、地域の医療提供体制への影響を踏まえた上で判断いただきたい。